

三原市立須波小学校校則

第1章 総則

(目的)

第1条 このきまりは、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、児童一人ひとりが望ましい成長・生活をするためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 服装は、1年を通して、本校指定の標準服・帽子を着用し、健康で安全な学校生活を送るようにする。

(1) 標準服について

服 装	色の基準	その他基準
上 衣 (標準服)	紺・黒	ダブルボタンの襟なしのもの
ポロシャツ (標準服)	白	<ul style="list-style-type: none">○半袖又は長袖で襟のあるもの○襟なしのTシャツ、タートルネック等は不可○無地であること、ワンポイントは可
ズボン (標準服)	紺・黒を 基本とする	<ul style="list-style-type: none">○無地のハーフパンツ (ジャージ・ジーンズ等は不可)○冬は、タイツ・レギンス・スパッツ着用可 (レギンス・スパッツ等をはく時は、肌が出ないようにする。 無地であること、白色も可)○長ズボン着用可
スカート (標準服)		<ul style="list-style-type: none">○スカート (プリーツの吊りスカートを基本とする)○無地で装飾のないものとする○丈は、ひざ丈を基本とする○冬は、タイツ・レギンス・スパッツ着用可 (レギンス・スパッツ等をはく時は、肌が出ないようにする。 無地であること、白色も可)
帽 子	紺・黒	キャップ型・ハット型の学校が指定したもの
セーター又はベスト カーディガン		<ul style="list-style-type: none">○襟もとはVネックまたはクルーネックとする○材質はニット製を基本とする○無地であること、ワンポイントは可○フード付きは不可
ソックス	白・紺・黒	<ul style="list-style-type: none">○無地であること、ワンポイントは可○丈は、くるぶしより上、ひざより下とする○レッグウォーマー等は使用しない
靴	色は自由	<ul style="list-style-type: none">○運動靴 (マジックテープも可)

		○くるぶしが隠れない、厚底でないこと ○児童のわかりやすいところに名前を苗字で書く
上靴	白を基調とする	○靴底、つま先のゴムの色は自由とする

- ・卒業式、入学式、就任式、離・退任式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式、修了式、発表参観日、その他学校が定める時および寒い時季は上衣を着用するものとする。
- ・衣替えは、任意のタイミングで行うものとする。
- ・寒い時季、上衣に重ね着するジャンパーやコート等の防寒着（以下防寒着）は自由。
- ・校舎内では、防寒着を脱ぐ。防寒着は、ロッカーに納める。校舎内では、**健康上必要な時に着用する。**
- ・天候や体調によっては、ベスト・セーター・カーディガン等での登校を可とする。
- ・校内では、セーター・ベスト・カーディガン等で過ごしてよい。
- ・ポロシャツは、ズボンやスカートの中に入れる。
- ・下着は、**首元から出ないものを着用する。**
- ・フードのあるジャンパーやコートを着用する場合はフードを頭にかぶらない。

(2) 体操服

- ・体操ズボンの下にタイツを着用してよい。**体操服の下の下着は体操服からはみ出さない限り自由とするが、長袖のタートルネック・ハイネックは着ない。**既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。
- ・安全のため、ファスナー付きのものは不可とする。
- ・**冬季、体が温まるまでは名札を外して上衣を着用してよい。体が温まったら脱ぐものとする。**
- ・冬用の長ズボン（ジャージ等）の着用希望は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。

(3) 水着

スクール水着で長袖、ラッシュガードも可（フードは不可）とする。色は黒・紺とする。

(4) 水泳帽

入学年度 R4：緑 R5：赤 R6：青 R7：オレンジ R8：白 R9：黄

(5) 手袋・マフラー・ネックウォーマー

冬季は登下校時に着用してもよい。耳当ては安全を配慮して禁止とする。休憩時間は手袋のみ着用してもよい。ネックウォーマー等で顔を隠して登校しない。

(6) 名札

学校に着いたら付け、下校時は外して学級に置いて帰る。

(7) 身だしなみ

化粧・マニキュア・ペディキュア・まゆ毛を剃ることは禁止する。ミサンガ・ブレスレット・イヤリング・ピアス等の装飾品も禁止する。

(頭髪)

第3条 清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようとする。

- (1) 健康上及び学習に不都合がない限り自由とする。ただし、前髪が目にかかる場合や学習に不都合がある場合は、ピンやゴムで留める。（色は黒・紺・茶にする）
- (2) カチューシャ、髪飾りはしない。毛染め、脱色、パーマ等カット以外で行う髪型は禁止とする。

(登下校)

第4条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。学区児童会等で登下校の仕方を振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、個別指導を行ったり保護者の協力を得たりしながら指導を続ける。

- (1) 登下校は、原則、登校班で徒步で通学する。徒步で通学できない場合は、学校に連絡する。
- (2) 道路の右側を1列で歩く。歩道がある所は、その中を歩く。
 - ・特別な理由がない限り、原則、歩いて登下校する。
 - ・病気やけが、その他の理由で車での登下校を必要とする場合は保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。
- (3) 決まった道路を通って登下校する。
 - ・185号線を横切らない。
 - ・踏切は、左右をしっかり確認してわたる。
- (4) 知らない人について行かない。
- (5) 寄り道をしないで登下校する。
- (6) 手荷物はなるべく少なくし、両手が使えるようにする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第5条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりのために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校時刻は、7：45（開門）から8：15とする。
- (2) 集団下校時刻は、15：40（ただし月・木曜日は、15：10）
- (3) 欠席および遅刻の場合、8：15までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。そして、登校班の班長に知らせる。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して教室に行く。
- (4) 家庭の都合で早退する場合、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。
- (6) 3日以上欠席が続く場合には、家庭訪問したり保護者等に来校してもらったりして、家庭との連携を密に取る。
- (7) 病気やケガ、入院等以外の家庭の都合や体調不良等での欠席が5日以上続く場合、また同様の理由で欠席日数が20日を超えた場合には、保護者に来校してもらい対応について連携をする。

(学習規律)

第6条 授業では自己の力を伸ばすため、学習規律について定める。しかし、授業妨害等で児童が落ち着いて学習できないようなことを行う場合は一時的に別室指導を行う。改善がみられない場合は、保護者に来校していただき特別な指導を行^う。

- (1) 授業の開始時刻には座り、授業準備をして待つ。
- (2) 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩く等、迷惑をかける行為はしない。
- (3) 前日に時間割を確認し、授業道具をそろえる。

(持ち物)

第7条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもののみ持ってくる。必要でないものを持ってきた場合、学校で預かり懇談時等に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

- (1) 自分の持ち物には、必ず記名をする。
- (2) ハンカチ、ティッシュは毎日持ってくる。
- (3) 筆箱は、箱型の物を使う（低学年）。3年生以上は、机の中に入るシンプルな物を使う（カンのペンケースは不可）。筆箱の中身は、鉛筆5本（柄は自由。遊び機能がついているものは不可）、赤鉛筆（高学年赤・青ボールペン可）消しゴム（消しやすいもの、香り付きは不可）、名前ペン、定規を基本とする。下敷きは、無地の物を使用する。低学年は、お道具箱を使用する。3年生以上は、お道具袋を使用する。お道具箱（袋）は、色鉛筆（クーピー）、クレヨン、はさみ、のり、コンパス、三角定規、分度器等を入れる。その他必要なものについては、担任に相談する。
- (4) クロームブックは、活用手引きに従って取り扱う。故意に破損させた場合は、弁償する。
- (5) かばんや筆箱などの学用品に、飾り（キーホルダーなど）をつけない。
- (6) 置き傘をする場合は、折りたたみ傘とし、記名して教室のロッカーに入れる。傘立てに入れた傘は、その日のうちに持つて帰る。日傘も可とする。
- (7) 飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。熱中症対策として、スポーツドリンクも可とする。
- (8) カイロの使用は、可。
- (9) 持って来てはいけないもの
お金、携帯電話や情報通信機器、ゲーム類、マンガ、お菓子、装飾品、シャープペンシル、カッターナイフなど危険物、その他学校での学習活動に必要でない物。

第3章 校外生活に関するこ

(遊び)

第8条 校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールや決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また、適時個別指導・一斉指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰る時刻」を家人に伝えて出かける。
- (2) 4月から9月までは18:00、10月から3月までは17:00までに帰宅する。
- (3) 友だちの家に行って、子供だけの時は、家の中で遊ばない。
- (4) 友だちにおごったり、おごられたりしてはいけない。

- (5) 友だち同士で物をもらったり、あげたりしない。交換もしてはいけない。
- (6) 校区外へ子供だけで行かない。
- (7) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。
(エーガン、火遊び、路上でのキックボード・ウェイクボード・スケートボード等)
- (8) 子供だけで、飲食店で食事をしない。
- (9) 子供だけのときには、屋外でお菓子を食べない。
- (10) 18:00以降子供だけで外出をしない（外出する場合は保護者同伴とする）。
- (11) ショッピングセンター・コンビニ等には、子供だけで出入りしない。保護者同伴で行き、行動を共にする。
- (12) 公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (13) 知らない人（不審者）に声をかけられても、絶対についていかない。
- (14) SNSやオンラインゲーム等については、家庭ごとに定めたルールを守るとともに、他者を傷つけたり迷惑をかけたりしないようにする。また、知らない人とやり取りをしたり会ったりすること等は厳に慎む。

(交通安全)

第9条 交通ルールを守り、安全な歩行に努め、自転車の乗り方には十分気をつける。適時個別指導・一斉指導を行う。交通安全については交通安全協会等と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れない等の課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 自転車の点検（特にブレーキ）を行う。
- (2) 左端を一列で走る。
- (3) 信号を守り、左右の確認をする。カーブではスピードをゆるめる。
- (4) 自転車を置くときは交通のじやまにならないよう道路の端に置き、鍵を忘れずにかける。
- (5) 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。
- (6) 二人乗りをしない。

(その他)

第10条 その他、検討事案が発生した場合は、個別に対応する。全体にかかわる場合は速やかに情報提供等をしていく。

(附則)

この規程は、平成28年 4月24日 施行 平成29年 4月 1日 一部改正
平成30年 12月22日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正
平成31年 4月 1日 一部改正 令和 3年 4月 1日 一部改正
令和 4年 4月 1日 一部改正 令和 5年 2月 1日 一部改正
令和 6年 2月 1日 一部改正